

別添

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）

別添「基準緩和自動車の認定要領」新旧対照表

国自技第263号

改正平成19年3月29日

新	旧
<p>第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p>第2 用語</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12)「走行試験」とは、<u>道路運送車両法第35条第1項の「試運転」に該当するものとして、主に本邦で販売することを目的として開発中の自動車（以下「試験自動車」という。）が設計どおりの性能等を備えているかどうかを、実際の使用条件に即して、道路運送車両法第2条第6項の「道路」において運行することをいう。</u></p>	<p>第2 用語</p> <p>(1)～(11) (略)</p>
<p>第3～第9 (略)</p>	<p>第3～第9 (略)</p>
<p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、<u>第15第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。</u></p>	<p>第10 基準緩和の認定一括処理の特例</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 地方運輸局長は、第1項第1号（新型自動車等取扱要領に基づく新型自動車に限る。）及び第4項に規定する自動車であって、第1項の規定に基づき他の地方運輸局長の基準緩和の認定を受けたものについて、<u>第14第2項の規定に基づき取消しを受けた場合を除き、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長による基準緩和の認定を受けたものとして取り扱うものとする。</u></p>
<p>第11～第13 (略)</p>	<p>第11～第13 (略)</p>
<p>第14 自動車製作者等の試験自動車の特例</p> <p>1 <u>第3第1号から第4号に規定する自動車であって、自動車製作者等が走行試験を行うものについては、第3の規定にかかわらず、自動車製作者等を使用者として基準緩和の認定を行うことができるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定に基づく申請は、第4第1項の規定にかかわらず、自動車製作者等に限り行うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の申請しようとする自動車製作者等は、別表第1にかかわらず、第1号様式の基準緩和認定申</u></p>	

請書に次に掲げる資料を添付すること。

(1) 自動車交通局技術安全部審査課長が発行した「自動車製作者等証明書」

(2) 走行試験のスケジュール表（主要運行経路図を含む。）

(3) 試験自動車が特定できる書面

(4) 主要諸元表

(5) 車両外観図又は外観写真

(6) 保安基準等適合検討結果確認証明書

(7) 遵守事項の誓約書

(8) その他地方運輸局長が必要と認めた書面

4 第3第1号に規定する自動車であって単体物品を輸送することに関し基準緩和の認定を受けようとするものにあつては、第7第2項の規定にかかわらず、基準緩和の期限は自動車製作者等証明書の有効期間までとする。

ただし、必要と認める場合は、当該自動車の使用期間が限定されていることなどの状況に応じて、期限を短縮することができる。

第15 行政処分等

1～4 (略)

附 則（平成19年3月29日 国自技第263号）

（適用時期）

1 この要領は、公布の日以降の基準緩和の認定の申請から適用する。

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係） (略)

第14 行政処分等

1～4 (略)

別表第1 添付資料一覧表（第5及び第9関係） (略)

新		旧	
別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第7及び第12関係)		別表第2 条件並びに保安上及び公害防止上の制限 (第7及び第12関係)	
基準緩和項目 (略号)	条件又は制限 (略号)	基準緩和項目 (略号)	条件又は制限 (略号)
-----		-----	
車両総重量(004)	1~33 (略) 34 走行試験以外の目的では運行しないこと。	車両総重量(004)	1~33 (略)
軸重(005)	1~14 (略) 15 走行試験以外の目的では運行しないこと。	軸重(005)	1~14 (略)
-----		-----	
-----		-----	
備考		備考	
(1) 「略号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号」(昭和45年運輸省告示第61号)の別表第7及び別表第8に規定する略号であり、参考として付記する。		(1) 「略号」とは、「自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号」(昭和45年運輸省告示第61号)の別表第7及び別表第8に規定する略号であり、参考として付記する。	
(2) 幅(002)中の4の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するように取り付けられている場合にあつては、付さないこととする。		(2) 幅(002)中の4の制限については、車幅灯及び尾灯が保安基準に適合するように取り付けられている場合にあつては、付さないこととする。	
別表第3 (略)		別表第3 (略)	
別表第4 保安上及び公害防止上の制限 (第10関係) (略)		別表第4 保安上及び公害防止上の制限 (第10関係) (略)	
第1号様式~第5号様式 (略)		第1号様式~第5号様式 (略)	
参考1~5 (略)		参考1~5 (略)	

改正後

別表第3 (略)

別表第4 保安上及び公害防止上の制限(第10関係) (略)

第1号様式～第5号様式 (略)

参考1～5 (略)

現行

別表第3 (略)

別表第4 保安上及び公害防止上の制限(第10関係) (略)

第1号様式～第5号様式 (略)

参考1～5 (略)